

習志野市庁舎防犯カメラ設置運用基準

(目的)

第1条 この基準は、習志野市庁舎（以下「庁舎」という。）における秩序の維持及び犯罪予防のため、庁舎に防犯カメラを設置し、その管理及び運用に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 庁舎管理及び犯罪の予防等を目的として不特定多数の者が出入りする場所を撮影する装置をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影された画像をいう。
- (3) 表示装置 画像を表示する装置をいう。
- (4) 保存装置 画像の保存を行う装置をいう。
- (5) 記録媒体 画像を記録することができる電子媒体をいう。

(防犯カメラの設置)

第3条 市長は、庁舎の適切な維持管理及び犯罪の未然防止又は犯罪発生時における早期対応を行うため、適切な位置に防犯カメラを設置することができる。

(職員等の責務)

第4条 職務上、画像の内容を知り得る職員等（管理業務委託に従事する者を含む）は、この基準に基づき防犯カメラの適正な管理運用に努めなければならない。

- 2 職員等は画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(管理責任者等)

第5条 市長は、防犯カメラの適切な運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、庁舎管理担当課の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラの操作や画像の保存及び管理を補佐する防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を指名することができる。

(防犯カメラの設置の措置)

第6条 管理責任者は、防犯カメラを設置する際に、次の措置を講じなければならない。

- (1) 来庁者等の権利の保護を図るために、防犯カメラの撮影対象箇所を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整するものとする。

- (2) 表示装置及び保存装置の設置場所には、管理責任者の許可を得た者以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、画像の外部漏えい等の防止に努めなければならない。

(画像等の取扱い)

第7条 画像等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 画像を保存装置に保存する期間は1ヶ月以内とし、当該期間経過後は自動的に上書き消去するものとする。
- (2) 画像は加工せずに、撮影時の状態のまま保管すること。
- (3) 警備員は管理責任者及び管理取扱者の命に従い、表示装置による監視を行うとともに、庁舎管理上の必要があれば保存装置に記録された画像の確認を行うものとする。
- (4) 表示装置及び保存装置は、設置場所以外への持ち出しを禁止する。ただし、保守点検等の理由により管理責任者が許可した場合は、この限りでない。
- (5) 管理責任者及び管理取扱者は、次条の規定により画像を閲覧し又は提供する場合に限り、保存装置に記録された画像を記録媒体に保存することができる。
- (6) 記録媒体は、施錠等により保護された場所に保管すること。
- (7) 記録媒体に保存された画像は外部への提供が終了したときその他保存の必要がなくなったときには、速やかに消去しなければならない。

(目的外利用及び外部提供)

第8条 画像の内容（複製し、又は印刷したものその他の画像に係る情報を含む。（以下「画像情報」という。））は、防犯カメラの設置目的以外に利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、画像情報を利用し、又は提供（以下「利用等」という。）することができるものとする。

- (1) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定により捜査機関から公文書により要請を受けたとき
- (2) 習志野市個人情報保護条例（平成10年条例第22号）第8条の規定により目的外利用又は外部提供を行うとき
- (3) 習志野市個人情報保護条例第13条の規定による自己情報開示請求があったとき

2 管理責任者は、前項第1号の規定により画像情報の提供をする場合は、次の各号に定める方法で手続を実施するものとする。

- (1) 受付は、管理責任者が行う。
- (2) 捜査機関から提出を受ける公文書には、習志野市が画像情報を提供することの公益上の必要性及び習志野市から提供を受けなければ捜査上の目的を達成することが困難である理由、その他管理責任者が別に定める事項の

記載を求める。

(3) 提供にあたっての決裁及び提供方法については、前項第3号の手續に準じて行うものとする。

3 管理責任者は、第1項第1号又は第2号の規定により画像情報の利用等をしたときは、次の各号に掲げる事項を記録保存しておかなければならない。

(1) 利用等の日時、目的

(3) 利用等する者の氏名、住所又は所属及び電話番号

(4) 利用等をする画像情報の範囲

(5) 画像情報の提供方法

(苦情等への対応)

第9条 管理責任者は、市民等から防犯カメラの設置及び運用に関する苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(委託に係る措置)

第10条 管理責任者は、庁舎の管理業務を委託し、防犯カメラの操作等を市の職員以外の警備員に行わせる場合には、個人情報の保護のため、契約書等に委託を受けた者が遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1. この基準は、平成29年12月 日から施行する。

2. この基準の施行の際、現に設置されている防犯カメラにおいても適用するものとする。